

「日本」の成立と律令国家

一 問題の所在

「日本」意識の形成をめぐってのシンポジウムというこ
とで、何を話すべきかわからないが、とりあえず古代
史における「日本」の成立を考えてみたい。つまりヤマト
を中心とする律令国家がどのように日本列島を支配に組み
こんでいったのかということである。

網野善彦氏が近年さかんに「日本論」の再検討を主張し
ている。日本が単一民族国家で均一な農業社会であり、百
姓とは農民をさすというこれまでの常識が虚像であること
を指摘し、列島の各地域に多様で豊かな社会と産業が発達
し、国境を越えた交流が行なわれたことを明らかにした。
そしてこの虚像は、古代に律令国家の成立とともに天皇
号・日本国号が定められたことにより生じたと指摘して

いる。⁽¹⁾

こうした日本社会の多様性を指摘する議論は、近世史研
究への批判としては有効であるが、古代史研究者としては
いかがと思うところもある。たしかに日本国号は飛鳥浄御
原令か大宝令（おそらく後者）で定められ、七〇二年の遣
唐使が唐に対して使用して、唐皇帝により承認されたこと
で成立したものである（天皇号はもともと古く推古朝に定ま
ったと推測している⁽²⁾）。しかし日本国号が定まったとたん
に、均一な「日本」が成立したわけもない。むしろ古代史
としては網野説をうけて、日本が多様でありながら、それ
ほど均一性が指摘される特色はどうして形成されたのかを、
問題とすべきだろう。ヤマトを中心とする畿内政権が、律
令国家の形成によりどののように列島を支配に組みこみ、均
一な支配を行ない、天皇制が定着したのかという論点であ

大 津 透

る。

そうした視点から「日本」の形成を考察しているのが、吉田孝氏の「古典的国制」論である。前近代の日本の歴史の基本的な枠組、一つの安定的レジームを生み出したのが平安前期（岩波新書では少し遅らせ九〇十世紀とする）であったとして、以下の五点をあげる。①天皇を国家の核とし、摂政・関白、院、征夷大將軍などがその権力を代行。②五畿七道諸国からなる大八州を領域とする。③イエの制度。④同じ言語（ヤマト言葉、仮名文字と漢字の併用）を用いる。⑤宗教意識の基層としての神仏習合と、『古今集』に代表される自然観・美意識。これらをヤマトの古典的な国制・文化の枠組の指標としている。

岩波新書では箇条書に列記したため単純になりすぎた面があり、この指標をとりあげて後世規範意識をもって回顧される国制でないとの批判もある。筆者自身も、安定したレジームとしては、もつと後の十世紀後半のいわゆる摂関政治期の方がふさわしいと考える。ただし、論文「律令国家の諸段階」の方を読めばわかるが、この議論は律令制の継受を日本の歴史全体の中で文明的に位置づける試みである。つまり七世紀後半から八世紀初頭にかけて施行される律令法は、青写真ないし先取的国制であり、現実には未開な原生的共同体が残っていた。その未開な社会と古代

文明としての律令制の交流が始まる、あるいは律令制が古代社会の中に浸透していくのが天平年間である。そして平安前期に、この交流の中で先取りされた古代国家の内実が実質的に形成され、安定したレジームを生み出したと論じている。天皇のあり方も、諸身分を統合する機能を中心とする天皇へと変質し、前近代の日本の天皇の原型が成立したと述べる。大雑把に言えば、七世紀末に成立した律令法が、徐々に浸透あるいは展開していき、九世紀になって日本的な形で定着していく。それが「日本」の形成であるというのが吉田氏の説であった。

同じように九世紀に画期をおく考えに、村井章介氏の『思想』に掲載された論文がある。村井氏は、九世紀の東アジア世界の変化、新羅をはじめとする対外意識の変化により、日本は、もっていた中華思想を否定し、「小中華」を自己否定し、国境の外を切り捨てて東西南北の四至の境界を境とする閉じた空間としての国土が成立する。そして王土王民思想が成立し、その外側はケガレの充満した異域であるとする観念が成立する、と述べている。⁴

明快な議論であるが、古代史としては疑問に思う点もある。これもある意味で九世紀に「日本」が成立するという考え方だが、従来院政期を画期としていた王土王民思想の形成を九世紀にまで引き上げることが示すように、九世紀

を中世的なものの始まりと位置づけ、同時に八世紀の古代
的な国家観の放棄を読みとっているので、吉田氏の考え方
とはかなり異なる。かつての通説である律令国家崩壊史観
に近く、古代国家の衰退によって中世的な「日本」の枠組
みができるといふ考え方であり、その方向性に若干の疑問
を覚える。九世紀の特に新羅を対象とする関係の変化は大
きな意味をもち、要因の一つであろうが、これで全てが説
明できるわけでもなく、また九世紀以降も外交の基本的な
枠組みは維持されていたとする意見も有力である。王土王
民思想のような考え方は、そもそも中国の国制・律令のな
かに存在しているので、八世紀以来あつたとも言える。理
念と実態が混同されている感じがある。

『延喜式』巻一六陰陽寮の儺祭なまつり祭文に「穢き悪しき疫
神の所々村々に蔵り隠ふるをば、千里の外、四方の堺、東
方は陸奥、西方は遠値嘉、南方は土佐、北方は佐渡よりを
ちの所を、なむたち疫神の住みかと定め賜ひ行け賜ひて」
とあるように、国土が四至による閉じた空間とされ、その
外側がケガレに満ちた空間として認識される背景に、新羅
など蕃国がケガレに満ちたものとする考えが成立したこと
は確かであろう。しかし近年の儺の祭の研究によれば、中
国から輸入したとはいえ、儺の祭には日本独自の要素が大
きく、日本固有のあり方が影響しているらしい。この祭文

は、『儀式』（貞観儀式）にのるのがもつとも古いが、九世
紀初頭かさらにそれ以前にさかのぼると考えられる。ここ
にみえる東の陸奥、北の佐渡などの四至は、律令制の東山
道・西海道・南海道・北陸道の最終地をあげたもので、こ
の四方の堺は八世紀に成立していたとする説もある。八世
紀においても国土の観念はあつたはずで、『令集解』儀制
令3皇后条で、古記が「率土之内」に「大八州是れなり」
と注釈をつけているのは、天平年間の国土意識を示すだろ
う。またケガレを外に追放する祭祀として、『延喜式』に
は、ほかに道饗祭、八衢祭やちまたまつり、宮城四隅疫神祭、畿内堺十処
疫神祭があり、宮城・畿内など同心円的に重層的な疫神祭
が行なわれている。これらは八世紀にさかのぼるので、こ
れらとの関係を考える必要もある。またケガレの観念が肥
大化するのは院政期に入ってからで、撰関期においてはケ
ガレといつてもかなり合理的に処理していた。

二 律令国家の世界構造

中国では、天子の徳化の直接及ぶ範囲を「化内」とし、
その外側を「化外」とし、それはさらに「蕃域」と「絶

域」とに分けられる。たとえば唐の東側では高句麗や新羅は蕃であるが、さらに遠い日本は絶域（遠すぎて化が及ばない地）とされる。そして天下とは「化内」と「化外」を合わせた全世界をさし、その中心に文明の中心としての中華、天子がいる構造であった。ただし渡辺信一郎氏は、天下とは「化内」、州県が設置された地域のみをさすとすべきたと述べている。⁽⁸⁾

こうした中国、唐の世界構造が日本の古代国家のあり方にも大きな影響を与えた。通説となっているのは、石母田正氏による「東夷の小帝国」論である。すなわち、唐を中心とする国際秩序のなかで、唐へ朝貢する蕃夷の小国であった日本は、諸蕃と夷狄に君臨する小帝国を構想した。天皇の統治の及ぶ範囲を「化内」、その外を「化外」とし、臣下と人民を「王民共同体」に組織して支配民族とし、化外の民として諸蕃と夷狄を設定する。具体的には、蝦夷・倭人を夷狄、朝鮮諸国を諸蕃、唐だけは隣国としたとするのである。その後、石上英一氏によって日本古代国家の帝国型構造の論は継承され深められている。⁽⁹⁾

一見すると唐とほぼ同じ帝国構造のようだが、実は異なる点がある。今泉隆雄氏や熊田亮介氏によって蝦夷関係の制度史研究が進められて明らかになってきたことだが、唐では化外の「蕃」「蕃国」は同時に夷狄、東西南北四方の

未開な民族であるのに対し、日本では諸蕃・蕃国と夷狄を別のものとして設定している点である。⁽¹⁰⁾

律令に即して、日唐賦役令の没落外蕃条をとりあげてみたい。近年発見された寧波天一閣所蔵北宋天聖令の賦役令に付記された不行唐令一二条には、

諸没_レ落外蕃_レ得_レ還者、一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年。各給_レ賜物十改₍₁₁₎。外蕃之人投_レ化者、復十年。其夷僚新招慰₍₁₂₎、及部曲・奴被_レ於附_レ戸貫者、復三年。応_レ給_レ賜物、於_レ初到州_レ給_レ三段₍₁₃₎、余本貫給。

とあり、これは唐開元二五年賦役令の一八条にあたと推定される（『唐令拾遺』では一六〇一八条の三条に分けられていた）。ここでは外国に没落して還ってきた者、外蕃の人が帰化した時、「夷僚」が新たに「招慰」された時、部曲・奴が解放されて良民となった場合の、復_二課役免除の規定が記されている。ところがこれを継受した日本賦役令15条は、

凡没_レ落外蕃_レ得_レ還者、一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年。外蕃之人投_レ化者復十年。其家人・奴被_レ放附_レ戸貫者復三年。

とあり、「夷僚（狄）新招慰」の規定だけを削除している。この規定は、国策として異民族の地域あるいは集団を支配

下に入れる場合をさすので(羈縻州を置くのか正州とするのか多少疑問がある)、日本では外蕃人については「投化」という個別的な帰化だけを想定し、集団的な「招慰」を、たとえば朝鮮半島を支配下に入れることを想定していなかったことを示す。もともと夷狄を日本令での蝦夷をさす意味で用いれば継受してもよさそうだが、蝦夷を「招慰」して復を与えることは考えていなかったらしい。

養老職員令70大國条の国守の職掌規定には、一般の規定のあとに、「其陸奥・出羽・越後等國、兼知饗給(大宝令では撫慰)・征討・斥候」として対夷狄の特別規定がある。これは、唐の州県鎮戍岳瀆関津職員令における羈縻州を統轄する地方官である大都護府の長官の職掌「所統諸蕃慰撫・征討・斥候・安輯蕃人」(『通典』卷三二による)を継受したことは明らかであるが、「諸蕃」「蕃人」の字句を削除している。唐では諸蕃は慰撫や征討を行なう対象であったが、日本では諸蕃はその対象でなく、夷狄だけがその対象とされたのである。一方で彗岐・対馬などには「惣知鎮捍・防守、及蕃客・帰化」との職掌が追加され、朝鮮半島からの蕃人の来日や帰化を規定している。

諸蕃と異なるものとして夷狄が設定され、それは帰化や外から侵入してくる主体ではなく、征討や慰撫(現実には饗給)の対象とされている。一方で諸蕃については、帰化

を念頭におき、防守はするとしても、征討や慰撫の対象ではないのであり、国土は朝鮮半島に向けて拡張していかないと言えるだろう。

唐では中国文化の圧倒的優位に支えられ、「蕃」「夷狄」であり、化外は野蛮で未開な地であった。ところが日本では、文化の優位性はないので、形式上は同じ中華思想といってもかなり違うのである。成沢光氏が述べるように、蕃国は価値の優劣を含まないトナリノクニと読まれていて、これが現実であろう。¹⁵⁾ 朴昔順氏も、「蕃国」といっても「隣国」(唐)と同じ扱いであり、中国的な「夷」と同一な「蕃」とは異なる概念であったと指摘している。¹⁶⁾

養老戸令16没落外蕃条は

凡没落外蕃得還、及化外人帰化者、所在国郡、給衣粮、具状奏飛駢申奏。化外人於竟国附貫安置。没落人依旧貫、無旧貫任於近親附貫。並給粮递送、使達前所。

とあり、先の賦役令に対応する化外の人の帰化規定である。唐令とほぼ同文だが、大宝令ではこのあとに注で「若有才技者、奏聞聽勅」という日本独自の文章があった。帰化人が技術をもっている場合は奏上せよということ、蕃国の方が高度な文化をもつということで、蕃国が未開であるという中華思想の建て前に反している。だから養老令で

は削除されたのだろうか、帰化人によって半島や大陸の文明が伝えられて国家が形成されてきたという日本の歴史を示す条文である。元來律令国家の支配層には多くの帰化系氏族が存在し、諸蕃と呼ばれていたが、特に蔑視や劣つたものとみなすことはなかつたはずで、ただ蕃国を小国として政治外交的に服従させようとしていたのである。

堀敏一氏が明らかにしているように、中華思想には四方から化を慕つて来るものを広く受け容れるという面（王化思想）がある。しかし日本では、帰化の対象とするのは中国・朝鮮半島の人々に限られ、渤海・鉄利について追却したことがあるように、世界中からの帰化を受け容れたのではなく選択的であつた。技術をもつ帰化人を組織しただけでなく、戸令の規定により帰化人を東国へ移民させて開発させるなど、役に立つものを利用したのである。王化思想の欠如は、もちろん徳をはじめとする儒教イデオロギーの欠如によるだろうが、日本と蕃国間の交流は、当初から限定的な、かなり閉じられたものだったと言えるだろう。一方で、日本では中華思想のもつ華夷の差別の面が強調されることになり、これが現れるのが夷狄であつた。夷狄はもつぱら征夷・撫順の対象とされ、八、九世紀には律令国家は戦争をともなつて東北地方へ版図を拡大していったのである。

三 公民・公地・王土王民

『古事記』雄略天皇段の天語り歌には、「上つ枝は天を覆へり 中つ枝は東を覆へり 下つ枝は夷を覆へり」として、アメリヒナーアヅマという支配領域の觀念、いわば世界觀が詠まれてゐる。これはおおむね、畿内（ウチツクニ）と畿外（ヨモノクニ）と東国（アヅマ）にあたり、律令制以前の支配構造にはこうした差異が、逆に言えば大王への服属レベルの差があつた。アヅマからは御調や歌舞が奉られていた。こうした支配の質の差は、律令制による支配の導入により解消され、「化内」には均一な支配が及ぶことになる。ただしかつて明らかにしたように、律令制でも畿内と畿外とでは支配の方式に質的な差異が存在するし、またアヅマと呼ばれる地域と王権との特殊な関係は、『万葉集』が東歌と防人歌を構成要素としていることから、八世紀中葉においても実際には残存していたことは確かだろう。とはいへ、畿外も東国も律令国家により「化内」に組みこまれ、そこに住む人々は「公民」として組織され、その外側に「化外」として夷狄が設定されたのである。アヅマはやがて対蝦夷政策の基盤としての「坂東」（範圍は関東八国）という地域とされるが、律令制支配としては一律なものになつてゐる。

化外とされた夷狄は、当然公民ではないのだが、朝貢や歌舞を行なうことが求められ、それにより日本の中華思想を成り立たせた。辺国の国司の職掌として「饗給」（養老令）が規定され、賜宴賜禄によつて蝦夷の服属を求め、多賀城などの地方官衙（城柵）に朝貢させて、ミツキを貢上させたのである。しかしながら服属した蝦夷は、「蝦夷」や「俘囚」身分とされ、原則として調庸を納める公民とは區別された。律令が、「夷狄招慰」による復の規定を削除し、蝦夷の帰化も想定していないことから、蝦夷はあくまで排除されていると考えられる。本来中華思想のもつている異民族を徳化に浴させて化内の民にしていくという方向は、日本においては虚構だったと言えるだろう。²⁰

受容の論理を排除し、夷狄への差別を強化するなかで、どのようにして領土を拡大していったかといえば、東国を中心とする地域から多数の移民集団を強制的に移住させる政策によつてである。この集団は柵戸と呼ばれ、城柵が中心にあり、やがて移民を主体にして郡（辺郡・近夷郡）が置かれていく。彼らは、一定期間課役を免除されるものの、租庸調を負担する公民であり、この辺郡に先住の蝦夷等が組みこまれたのである。²¹八世紀前半に建てられた宮城県北部大崎平野の黒川以北十郡がその代表的なもので、移民主体の平均約三郷からなる小規模な郡である。さらに九世紀

初めの弘仁二年（八一）に和我・裨賈・斯波三郡が置かれたことが知られ、それを中心に十世紀ごろには奥六郡（上の三郡と胆沢・江刺・岩手郡）が置かれたようである。現在の岩手県地域に郡が施行されたのである。²²

『続日本紀』宝龜元年（七七〇）四月癸巳条では、黒川等十郡の俘囚が「伏願、除_レ俘囚之名、輸_レ調庸之貢」と、また神護景雲三年（七六九）十一月己丑条では、牡鹿郡俘囚大伴部押人が「望_レ請、除_レ俘囚名、為_レ調庸民」と申請している。公民になることは、調庸を天皇に対して貢上することであつたことがわかるが、ただしこれらは例外的事例であつて、一般には蝦夷もそれが服属して移配された俘囚も、調庸を納めず、公民ではなかつた。靈龜元年（七一五）十月丁丑条には、陸奥の蝦夷が「請_レ於_レ香河村、造_レ建_レ郡家、為_レ編_レ戸民」、あるいは「請_レ於_レ閑村、便_レ建_レ郡家、同_レ百姓、共_レ率_レ親族、永_レ不_レ闕_レ貢」と言つていたので、郡を建てることは調庸の貢上と密接に係つていたことがわかり、郡の設置が公民の拡大を意味していたのである。八世紀に帰化人による東国への植民により郡を設置していったことからこのことはわかるだろう。

調庸制のもつ意味については述べたことがあるが、「公民」（オホミタカラ）と調庸（ミツキ）の貢進は密接に関わり、調庸は宗教的な意味をもち国家祭祀、地方祭祀を支

え、公的な意味をもっていたのである。調庸を天皇に貢納することは、律令国家という共同体の一員として祭祀を支える意味をもつのだろう。²³

全国に移配された俘囚については、公民ではなかったものの、王民には含まれたようで、王化に帰し従う民ではあったとされる。²⁴ 弘仁二年（八一）三月乙巳にはじめて諸国に「俘囚計帳」を進上させていて（『日本後紀』）、俘囚から田租・調庸を徴収する政策が進められた。このことは、公民と区別されていた浮浪についても延暦四年（七八五）六月二十四日官符で浮浪人帳を作り、現地で把握し調庸を徴収しようとするのとあわせ（『類聚三代格』巻一二）、律令国家が領域内に住む人々すべてから調庸を徴収するようになったことを示す。さらに九世紀初めのいわゆる征夷の停止をへて、蝦夷と非蝦夷を区別する従来の支配方式が変更され、一般公民と隼人・蝦夷の区別は稀薄化していき、同じころ一般の氏族と帰化系氏族との区別も消えていった。

吉田孝氏が説くように、このことは、たんに律令国家の変質ではなく、律令国家の基盤が拡大したと言うべきで、律令国家の領域には一つの民族が生活しているという観念を作り出していったのである。²⁵ 蝦夷・俘囚の差別がうすれていくことは、律令制の華夷思想の変質ではあるが、北へ

律令国家の版図が拡大されたことをうけて、その郡の内実を公民の拡大によって満たしていったという意味が読みとれる。大石直正氏が明らかにしたように、十世紀には岩手郡と秋田郡を北限として郡が設置され、その内側は律令国家（公民）の地となった。さらに十二世紀中頃にいたって、津軽外ヶ浜までが陸奥国に組みこまれ、その外側の夷島（えぞがしま）は国の書をなすものを追放するところとされ、「エゾ」の住むところとされた。²⁷ ここに「日本」の枠組みが成立したのである。

公地制については、紙幅の関係で簡単にふれたい。²⁸ 吉田孝氏が解明したように、日本の班田収授制は、唐の均田制のもつ限田制的要素と屯田制的要素のうち、後者の田地を一定基準で人民に割りつける側面だけを継承し、国家が人々に一定額の熟田を割りつけるという性格のものである。したがって王権による農業経営への関与が強く、班田された口分田は公的性格が強いように見えるが、現実には口分田班給が郡単位であるように、郡司レベルで土地が管理されていた。その歴史的前提には国造などによる開墾や用水統制があり、郡司クラスの在地首長に代表される共同体的所有の段階にあつたと考えられている。

日本の班田制の特質を示すのは田租である。日本では田

租は田主ではなく佃人（耕作者）が負担することから、これは地代なのではなく、収穫の一部を首長に貢納するという慣行に由来していると考えられ、耕作者は収穫の一部を神への捧げものとして、祭祀を統轄するあるいは穀霊神そのものである首長へ貢納したのである。田租が税というよりも共同体祭祀あるいは農耕儀礼の一環として存在する点に注意される。さらにこの田租が原則的に郡に建てられた正倉に蓄積されることも重要で、必ずしも田租は中央政府の財源にならないのである。吉田氏が述べるように、郡の首長層を単位とするオホヤケ・ヲヤケという共同体があり、それらを包摂して律令国家の、あるいは天皇のオホヤケが成立するのであるが、口分田の班給も田租の貢納も郡のオホヤケのレベルであり、決して全国の田地が天皇の公地、王土ではなかったのである。

これに対して、八世紀を通じて郡に置かれた正倉に中央の支配を及ぼす政策がとられる。田租を蓄積した正倉を不動倉としてカギをかけ、そのカギを中央に進上させて国郡司の自由な開用を不可能にして、郡司の影響力の強い倉を奪いとっていく。さらに天平六年（七三四）正月には官稲混合といって、郡司の影響下にあり国造以来の伝統をもつ財源である郡稲を廃止し、正税に混合し一元化して国司の財源としていった。これは天平年間の歴史的意義として指

摘されている、郡司の担う在地首長制的支配を国司に代表される律令国家が吸収していくという動きの、代表的な事例である。また同時に、田租の納入先（正倉）が国司となったことは、口分田の支配者が国司つまりは天皇へと変わっていったことを意味し、公地制の進展の一步でもあるだろう。

律令国家がめざしていたのは、田地の拡大であった。これまで公地公民制の崩壊の指標とされてきたが、三世一身法も墾田永年私財法も、墾田を律令国家の国制に組み入れることにより田地不足の解消をめざしたものと考えるべきだろう。天平十五年（七四三）五月の墾田永年私財法は、位階に応じて開墾の限度額を定め開墾手続を定めているが、これは大宝養老田令が唐令から継受しなかった官人永業田の制をようやく取り入れたとも言えるのであり、一定の私有権を前提にして律令国家は田地支配を拡大、強化したものであると吉田孝氏が評価している。²⁹

こうした動きを基礎として、十世紀になると受領の支配が成立し、検田と田図に基づいて田地を基礎とする徴税と民衆把握が行なわれたことが、古代国家の田地支配の強化にとつて大きな意味があったと考えられる。田地を基礎に、そこを耕作する公民を負名として把握し、納税の責任を負わせ、彼らから田地の面積に応じて官物を納めさせたので

ある。官物は、それまでの租・調庸・公出挙などが統合された税目であり、租や調などの律令税目が伝統的のもつていた独自の宗教性などが止揚される点にも注目すべきであろう。³⁰⁾

網野善彦氏が強調している水田一元史観がなぜ成立したのかについては、おそらく摂関期に受領がこのように田地を基礎に支配を行なったことが大きいと思う。摂関期には、受領による不堪佃田奏という儀式があり、各国が毎年、作田数と不堪佃田数（租を輸すべきだが今年作付ができなかった田数）、開墾田数を奏上する。十世紀後半には、中央からの使者の派遣は停止され、奏上の内容は固定化して形骸化するのであるが、摂関期においてもとても嚴重とされる官奏の項目に残り、毎年行なわれた。このことは、不堪佃田奏により天皇が全国の田地を把握することに意味があったことを示しているだろう。すなわち、全国の田地は受領を通じて均しく天皇の統治下にある、公地であると考えられる。³¹⁾

このようにして九世紀をへて十世紀にいたると、律令国家の版図のなかに住む人々と田地は天皇のものであるという、王土王民というべき思想が、換言すれば「日本」が生まれ、まわって来たと言えるだろう。しかし公民制については、佐々木恵介氏が指摘するように、国衙に対して租税を納入

しているだけで、八世紀の調庸にみられた天皇と直接的関係を結ぶというあり方はみられなくなる。³²⁾ 官物の成立によって天皇に奉仕し天皇から恩恵を受けるといふ関係は失なわれたのである。そして天皇との関係を復活させるのが、十一世紀後半から十二世紀中葉に成立する、公領・荘園を問わず賦課される一國平均役という租税である。造内裏や天皇即位、伊勢遷宮など、天皇制中枢の宗教的儀礼の経費を中心に全国に賦課される。この時に、ようやく王土王民思想が国制の中核的理念となり、保元新制で高らかに宣言されるのである。³³⁾

おわりに

国内支配の拡大、公地公民などをとりあげて、九世紀から十世紀にかけて「日本」の枠組みが形成され、十二世紀中葉に最終的に成立したことを述べてきた。最後に国制全般について一言ふれておく。

日本古代国家は律令法を輸入したが、八世紀初頭に実現された律令制は、中国から輸入した律令法の外皮をかぶりながら、実際には日本固有のあり方を継承したものだ。とくに天皇とその周辺については固有の古いあり方が残存し、律令は固有法を制度化したと言える部分もある。八世紀中葉の天平年間から、中国文化、特に当初継受しなかつ

た礼的な部分（『大唐開元礼』などの礼）の継受が進んでいく。藤原仲麻呂そして桓武・嵯峨天皇などによって進められ、九世紀後半くらいにピークを迎えらる。従来の神話に代わり、礼の継受の上に成立した儀式が貴族社会の一つの規範となっていき、天皇のあり方も変質し、貴族社会が形成されるのである。

そして十世紀になると、中国文化の輸入も一段落して、それを日本的に受容して安定した国制が出来ると考えられ、その上に摂関政治が成立するのである。これを日本の古典文化（中国の古典を咀嚼したという意味）を生み出したという意味で、古典的国制ということができると考えているが、このことが「日本」の形成につながるであろう。

注

- (1) 網野善彦『日本論の視座』（小学館、一九九〇年）、『日本』とは何か（『講談社へ日本の歴史00巻』、二〇〇〇年）。
- (2) 拙稿「天皇号の成立」（『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年）。
- (3) 吉田孝「律令国家の諸段階」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初発表一九八二年）、『日本の誕生』（岩波新書、一九九七年）。
- (4) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」（『思想』八

四七、一九九五年）。

- (5) 榎本淳一「『小右記』に見える「渡海制」について」（山中裕編『摂関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年）。

- (6) 榎村寛之「儺の祭の特質について」（『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、一九九六年、初発表、一九八七年）。

- (7) 熊田亮介「古代における「北方」について」（『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年、初発表一九八九年）。

- (8) 渡辺信一郎「天下のイデオロギー構造」（『中国古代の王権と天下秩序』校倉書房、二〇〇三年、初発表一九九九年）。

- (9) 石母田正「日本古代における国際意識について」（『天皇と「諸蕃」』（『日本古代国家論 第一部』岩波書店、一九七三年、初発表一九六二年）。

- (10) 石上英一「古代東アジア地域と日本」（『日本の社会史』1、岩波書店、一九八七年）。

- (11) 今泉隆雄「律令における化外人・外蕃人と夷狄」（羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四年）、熊田亮介「古代国家と「夷狄」」（注7著書、初発表一九九六年）。

- (12) 拙稿「北宋天聖令・唐開元二十五年令賦役令」（『東京大学日本史学研究室紀要』五、二〇〇一年）。

- (13) 堀敏一「中華世界」（『東アジアのなかの古代日本』研究出版、一九九八年）。

- (14) 熊田氏注11論文三九頁では都護の職掌を『唐六典』卷三〇から引用して比較するが、唐職員令の復原には『通典』の字句の方が適切である。
- (15) 成沢光「蕃国と小国」(『政治のことば』平凡社、一九八四年、初発表一九七五年)。
- (16) 朴昔順「日本古代国家の対「蕃」認識」(『日本歴史』六三七、二〇〇一年)。
- (17) 堀敏一「中国と古代東アジア世界」(岩波書店、一九九三年)。拙稿「中華思想と諸民族の「統合」」(『思想』八五一、一九九五年)、拙稿「近江と古代国家」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初発表一九八七年)も参照。
- (18) 拙稿「律令国家と畿内」(注17著書、初発表一九八五年)、「甲斐はアヅマか」(『山梨県史のしおり』通史編1、二〇〇四年)。
- (19) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)。
- (20) 熊田亮介「古代国家と蝦夷・倭人」(注7著書、初発表一九九四年)。
- (21) 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集』歴史学地理学二一、一九九〇年)。
- (22) 大石直正「中世の黎明」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年)。
- (23) 拙稿「貢納と祭祀」(注2著書、初発表一九九五年)。
- (24) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生選歴記念会編

- 『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)。
- (25) 延暦十六年八月三日官符(『類聚三代格』卷八)では、王臣家庄に寄住する浪人からも調庸の徴収を命じている。
- (26) 吉田氏注3論文。
- (27) 大石直正「外が浜・夷島考」(『関晃先生選歴記念日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)。
- (28) 以下、吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」ほか(注3著書)による。
- (29) 吉田孝「墾田永年私財法の基礎的研究」(注3著書)。
- (30) 拙稿「撰関期の国家構造」(『古代文化』四八一、一九九六年)。
- (31) 拙稿「農業と日本の王権」(『岩波講座天皇と王権を考える』3、岩波書店、二〇〇二年)。
- (32) 佐々木恵介「律令制下の公民について」(山中裕・森田悌編『論争日本古代史』河出書房新社、一九九一年)。
- (33) 石井進「院政時代」(『講座日本史』2、東京大学出版会、一九七〇年)。
- (34) 拙著注2「古代の天皇制」など参照。

(付記) 校正中、網野善彦先生の訃報に接しました。生前のご厚情に心からの感謝と哀悼の意を表します。

(二〇〇四年二月二七日)